

相続法制検討ワーキングチーム 第10回 議事要旨

1. 日 時 平成26年12月10日（水）午前10時00分～午後零時
2. 場 所 法務省民事局会議室
3. 出席者 大村教授（座長），窪田教授，棚瀬委員，西准教授，水野教授，村上教授，八木教授，米村教授，山田弁護士，馬渡課長，深山局長，金子審議官，筒井管理官，堂蘭参事官

4. 議事概要

相続法制検討ワーキングチーム報告書の取りまとめ案について，議論がされた。

【被相続人の配偶者の居住権を法律上保護するための措置について】

〔検討された方策〕

- （1）…被相続人の死亡後も遺産分割が終了するまでの間は，配偶者が引き続き居住建物に無償で住み続けられるようにする（短期居住権）。
- （2）…遺産分割において，配偶者が居住建物の所有権を取得することなく，自己の相続分の全部又は一部に代えて，終身又は一定期間，居住建物に住み続けられる権利を新設し，遺産分割において，配偶者にその権利を取得させることができるようにする（長期居住権）。

〔議論の概要〕

（居住権取得を希望する配偶者その他の相続人との関係について）

- 被相続人の配偶者が遺産分割の協議等において長期居住権の取得を希望した場合に，他の相続人の意向に優先して配偶者が居住権を取得することができるようにするか否かについては，これを肯定すべきであるとの意見が多かったところであるが，今後も引き続き検討すべき課題である。仮に配偶者が他の相続人の意向に優先して長期居住権を取得できることとした場合には，配偶者の居住権がより手厚く保護されることになる。他方，長期居住権の取得について配偶者に優先権までは認めないこととした場合でも，所有権とは別に居住権という新たな法定の権利を創設することにより，配偶者が被相続人の死亡後もその居住建物に住み続けるための選択肢を増やすことができるという意味で，なお一定の意義がある。
- 裁判所が遺産分割の方法を定めるに当たっては，「遺産に属する物又は権利の種類及び性質，各相続人の年齢，職業，心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮

してこれをする。」（民法906条）とされているので、**仮に長期居住権の取得について配偶者に優先権を認めないこととする場合でも、配偶者が長期居住権の取得を希望しているとの事情は、裁判所が遺産分割の方法を判断するに当たり、重要な考慮要素になろう。**

- 仮に居住権の取得について配偶者に優先権を認めることとする場合には、配偶者の居住建物が賃借物件であった場合についても同様の制度を設ける必要がないか慎重に検討する必要があるのではないかと。前者の場合には優先権を認めつつ、後者の場合には優先権を認めないこととした場合には、その区別の合理性についてどのように説明すべきかが問題となる。
- 前記指摘に対しては、「この方策は、配偶者保護の観点から、配偶者が被相続人の死亡後もその所有建物に引き続き居住することができるようにするための権利を創設するものであるところ、そもそも被相続人が建物を所有していなかった場合にはその前提を欠き、保護の対象とならないにすぎない。」と説明することが可能である。

【配偶者の貢献に応じた遺産の分割等を実現するための措置について】

〔検討された方策〕

- （１）…遺産分割の手續に先行して離婚における財産分与に類似した**実質的夫婦共有財産の清算を行うという考え方**
- （２）…**遺産を実質的夫婦共有財産と固有財産に分けた上で、それぞれの財産の属性に応じて法定相続分を変動させるという考え方**
- （３）…遺産を実質的夫婦共有財産と固有財産とに分け、それぞれの財産の属性に応じて計算した**一定の金額（配偶者加算額）を配偶者の具体的相続分に上乗せするという考え方**

〔議論の概要〕

（実質的夫婦共有財産と被相続人の固有財産との区別について）

- 実質的夫婦共有財産と被相続人の固有財産のいずれに当たるかに関する紛争を減少させるために、被相続人の固有財産を⑦被相続人が婚姻前に有していた財産と⑧被相続人が婚姻後に相続又は贈与によって取得した財産に限定し、それ以外の財産をすべて実質的夫婦共有財産とするという考え方を徹底し、財産の取得時期又は取得原因だけでその両者の区別をすることも考えられるところであり、このような考え方によれ

ば、例えば、賃金の後払的性質を有する退職金のように婚姻前の労働の対価と婚姻期間中の労働の対価の両方が含まれるものについても、退職金請求権の取得時期が婚姻後であれば実質的夫婦共有財産に当たることになる。

- 例えば、夫（被相続人）の親が死亡し、親が自ら掛け金を支払っていた生命保険の保険金が被相続人名義の口座に入金された後、被相続人が死亡した場合には、（３）の考え方によれば、この保険金は前記⑦⑧のいずれにも該当せず、実質的夫婦共有財産となりそうであるが、このような保険金については妻（相続人）が財産形成に貢献したとは言い難いのではないか。
- 前記④については、「相続又は贈与によって取得した財産」に限定せず、もう少し要件を広げて「被相続人が無償で取得した財産」とすることが考えられる。このような要件にすれば、前記のような保険金も被相続人の固有財産となり得る。

【寄与分制度の見直しについて】

〔検討された方策〕

現行の寄与分の規定（民法９０４条の２）で定める場合に加えて、共同相続人の間で、被相続人の療養看護についての寄与の程度に著しい差異がある等の一定の要件を満たす場合にも、共同相続人間の協議又は家庭裁判所の審判により、前記療養看護に寄与した者につき寄与分を認めることができるようにする。

〔議論の概要〕

（寄与分を認めるための要件について）

- 前記方策に基づいて新たな寄与分を認める具体的場面としては、典型的には、被相続人に複数の子がいる場合のように、同じ法的地位にある者同士の間で寄与の程度に著しい差異がある場合が考えられるが、必ずしもそのような場合に限定するものではなく、配偶者と子のように、異なる法的地位にある者の間で寄与の程度に著しい差異がある場合を含め、寄与分の要件について特則を設けることが考えられる。
- 現行の寄与分制度における「特別の寄与」の要件を緩和し、前記方策のように、共同相続人間での寄与の程度を比較することにより寄与分の有無を判断することとすると、共同相続人間で誰が最も被相続人の世話をしたかという点が激しく争われることになり紛争が複雑困難化するおそれがあるため、その対策を検討する必要がある。
- 相続法制は被相続人の財産を相続人間でどのように分配するかを定めるものであるか

ら、相続人による財産的な貢献の有無及び程度と無関係に寄与分を認めるのは相当でなく、仮に現行の寄与分制度における「特別の寄与」の要件を緩和するとしても、「財産の維持又は増加」の要件については従前どおり維持すべきではないか。

【遺留分制度の見直しについて】

〔検討された方策〕

（１）実体法の見直し

ア…配偶者については、遺留分として財産形成に関する自己の通常の貢献分を確保させるとともに、子については遺留分取得の要件及び遺留分の範囲を現行法よりも限定しようとする考え方。

イ…遺留分算定の基礎となる財産を実質的夫婦共有財産と被相続人の固有財産とに分けた上で、それぞれその財産の属性に応じて遺留分の範囲を決めることとする考え方。例えば、配偶者と子が相続人である場合には、配偶者の遺留分を実質的夫婦共有財産の２分の１とし、子の遺留分を被相続人の固有財産の２分の１とするもの。

（２）手続法の見直し

遺留分減殺請求権行使の効果について、遺留分権利者の意思表示によって当然に物権的な効力が生ずるとされている点を改め、当事者間の協議又は審判等において分与の方法を具体的に定めることによって初めて物権的な効力が生ずるようにするという考え方。

〔議論の概要〕

（（１）について）

- 現行の遺留分制度は、相続人の最低限の取り分を保障する機能があるとされるが、（１）の考え方によれば、場合によっては遺留分が零となることもあり得るため、前記の機能が損なわれるおそれがある。

（（２）について）

- 現行法の下では、遺産分割事件は家庭裁判所における家事事件の手続で解決されるのに対し、遺留分減殺請求事件は地方裁判所の訴訟手続で解決され、紛争解決手続が異なるという手続的な制約により、遺留分減殺請求事件において寄与分を考慮することはできなかったが、（２）の考え方を採用すれば、遺留分減殺請求事件でも寄与分を考慮することができるようになる。もっとも、遺留分算定の基礎となる財産全部につい

て寄与分を認めるのか，遺留分減殺請求の対象となる財産についてのみ寄与分を認めるのかといった技術的な問題については別途検討する必要がある。

以 上